

香春町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 香春町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和5年4月1日法適予定)
処理区域内人口密度	2.39人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	町内全域		
浄化槽設置基数	2,195基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町では、人槽に応じた定額制を採用している。 5人槽:5,010円/月(税込)、7人槽:5,640円/月(税込)、10人槽:6,640円/月(税込) 14人槽:11,990円/月(税込)、18人槽:14,490円/月(税込)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,000	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,000	円
	令和元年度	3,088	円		令和元年度	3,088	円
	令和2年度	3,000	円		令和2年度	3,000	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	【税務住民課 生活環境係】 係長:1名、主任主事1名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・市町村設置型合併処理浄化槽の維持管理及び使用料の徴収 ・浄化槽整備推進事業業務支援委託
	イ 指定管理者制度	導入していない
	ウ PPP・PFI	導入していない
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用は行っていない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等の利用は行っていない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

令和2年度経営比較分析表を添付(別紙資料参照)

- ・経費回収率が他団体平均よりも高いのは、令和1年10月から使用料の改定などを行っていることが要因であると考えられる。
- ・施設利用率が他団体平均よりも高いのは、市町村設置型浄化槽のため適切な施設規模での設置ができていることなどが要因であると考えられる。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成28年度から令和2年度の実績値に基づき、令和4年度から令和13年度までの排水区域内人口を推計した。年間約160人程度の人口が減少を想定して推計を行った。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11,310	11,116	10,975	10,787	10,674	10,515	10,356	10,197
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
10,038	9,879	9,720	9,561	9,402	9,243	9,084	8,925

(2) 有収水量の予測

本町の特定地域生活排水事業では、区域内の人口一人一日当たり200ℓの水を消費(排出)すると仮定し有収水量を算定した。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
755,988	744,381	732,774	721,167	709,560	697,953	686,346	674,739	663,132	651,525

【単位: m³/年】

(3) 使用料収入の見通し

循環型社会形成推進地域計画(平成30年度～令和4年度)に基づき、令和4年度に新規浄化槽36基の設置を計画している。令和5年度以降については新規浄化槽設置については現時点で未定であるが、令和4年度に令和5年度以降の計画策定を予定している。なお、本経営戦略においては、現時点で新規設置数は見込めないため、保守的に令和5年度以降の新規設置数は0と仮定して、令和4年度の新規設置(36基)及び、令和元年～令和3年度の平均値から減少基数12基(休止9基、廃止3基)を算出し、令和4年度以降一定数が減少すると想定した上で、浄化槽設置基数及び使用料収入

項目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
浄化槽管理基数(基)	2,219	2,207	2,195	2,183	2,171	2,159	2,147	2,135	2,123	2,111
使用料収入(千円)	144,269	144,328	143,598	142,869	142,141	141,411	140,682	139,954	139,225	138,495

(4) 施設の見通し

循環型社会形成推進地域計画(平成30年度～令和4年度)に基づき、令和4年度に新規浄化槽36基の設置を計画している。令和5年度以降については新規浄化槽設置については現時点で未定であるが、令和4年度に令和5年度以降の計画策定を予定している。

(5) 組織の見通し

現在、特定地域生活排水事業は、税務住民課生活環境係における職員2名で運用を行っている。今後の組織の見直しについては予定なし。

3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

香春町では、人口減少や少子高齢化等の課題を抱えるなど、厳しい社会情勢を迎えているが、豊かな自然環境である河川やため池などの水質保全、生活環境や公衆衛生の向上の実現に向け、地域の実情に応じた市町村設置型浄化槽整備を推進していくとともに、施設の適正な維持管理、経営の効率化を推進していく。

①市町村設置型浄化槽の整備促進

町内の環境改善に大きく寄与している市町村設置型浄化槽の整備については、循環型社会形成促進地域計画(平成30年度～令和4年度)に基づき令和4年度に新規浄化槽36基の設置を計画している。また、令和5年度以降については、今後策定を予定している循環型社会計画推進地域計画に沿って促進していく。

②市町村設置型浄化槽の施設の維持管理

本町が管理している浄化槽の中で最も古いものでは30年以上が経過しており、その他の設備について経年劣化による対応が多くなることが予測される。本町においては、浄化槽の維持管理業務を委託で行うことで定期的なメンテナンスや修繕作業を行っており、今後も適正な維持管理に努めていく。また、維持管理の費用については、使用者から浄化槽使用料を徴収することで今後も事業の継続を図る。

③浄化槽事業財政の健全化

令和5年度から浄化槽事業会計について地方公営企業法適用を予定しており、適用後はよりきめ細やかな経営分析をもとに浄化槽事業を進めていくための財政経営基盤強化を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標 市町村設置型浄化槽整備事業の推進及び施設の適正な維持管理の実施
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

【市町村設置型浄化槽整備】
令和4年3月策定の香春町総合計画にて、合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めると記載しており、循環型社会形成推進地域計画に基づき新規浄化槽の設置に取り組んでいる。
令和4年度の新規設置36基(建設改良費:36,742千円)を計画している。令和5年度以降の投資については、現時点では未定であるため、今後検討を行う。

【施設の適正な維持管理の実施】
施設の適正な維持管理を行うため、維持管理委託費については、各年度の浄化槽基数に応じた金額を見込んでいる。また修繕費については一定金額を見込んでいる。詳細は「③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明」に記載。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 経費回収率100%を維持 過去の実績として令和元年度99.48%、令和2年度105.57%であるため、経費回収率を100%と設定した
-----	---

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

【使用料収入】
本町では人槽別の定額制を採用しているため、人口動態の影響を受けにくいことから、令和5年度の料金収入144,328千円を基準として一定の収入を見込むことが可能である。ただし、令和元年度に使用料の改定を行っており当面改定を行う予定はなく、今後経年劣化に伴う浄化槽の修繕費用の増加や浄化槽廃止に伴う使用料収入減により、財源が不足する分については一般会計繰入金による補填が必要となる。

【起債、施設整備に係る国庫等補助及び一般会計からの繰入金】
投資計画を賄う財源には、起債、設備整備に係る国庫等補助、他会計補助金、工事負担金を見込んでいる。なお、国庫等補助は平成30年から令和4年までの総事業費から年度間調整を行い算出をし、残額を起債することで賄うこととして資産を行っている。
起債償還のピーク時期である令和8年度以降には、繰入金の抑制を図ることも可能となる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

【維持管理委託費】
各年度の浄化槽管理基数に応じて算出している。なお、浄化槽人槽に応じた単価については下図のとおりである。

人槽	5人槽	7人槽	10人槽	14人槽	18人槽	21人槽
単価	4,400	4,950	5,830	10,533	12,731	14,668
人槽	25人槽	30人槽	35人槽	50人槽	70人槽	100人槽
単価	16,940	20,163	23,369	32,230	47,124	66,110

【修繕費】
年間約4,000千円程度の浄化槽本体及び配管等の修繕及び部品交換を想定している。

なお、維持管理委託費や修繕費などの物価水準等について、過去の実績を検討した結果、大きな変動はないため、現行の水準を据置いて算出した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	必要に応じ使用料の見直しを検討する
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	現在役場が管理している浄化槽の中に、維持管理が発生している休止浄化槽がある。浄化槽法改定により令和2年7月1日から浄化槽の使用の休止制度が適用されたことを受け、これらの浄化槽を休止処理を行うことで維持管理に伴う修繕費の削減に取り組むよう検討している。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 令和3年度から令和4年度にかけて、地方公営企業法の適用準備を行っており、法適後に経営戦略の見直しを行う予定である。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5,439	△ 10,397	5,780	2,329	2,268	2,208	2,149	2,088	2,028	1,969	1,909	1,848
積 立 金 (K)	7,462	1,201	8,443	1,230	1,169	1,109	1,050	989	929	870	810	749
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 2,023	△ 11,598	△ 2,663	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	139,269	134,665	144,269	144,328	143,598	142,869	142,141	141,411	140,682	139,954	139,225	138,495
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	792,457	778,387	771,962	731,576	686,589	638,398	588,733	539,516	490,552	441,588	393,866	346,637

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	13,708	14,187	12,661	12,046	11,384	10,659	9,911	9,148	8,373	7,584	6,780	5,959
うち基準内繰入金	13,708	14,187	12,661	12,046	11,384	10,659	9,911	9,148	8,373	7,584	6,780	5,959
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	35,053	39,470	38,825	40,386	44,987	48,191	49,665	49,217	48,964	48,964	47,722	47,229
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	35,053	39,470	38,825	40,386	44,987	48,191	49,665	49,217	48,964	48,964	47,722	47,229
合 計	48,761	53,657	51,486	52,432	56,371	58,850	59,576	58,365	57,337	56,548	54,502	53,188